

空き家活用相談員の現地派遣始めます



松戸市では、(一社)千葉県宅地建物取引業協会松戸支部と連携を図り、空き家の有効活用等に関する相談業務の一環として相談員の現地派遣が可能となる「松戸市空き家の有効活用等に関する相談業務協定」を平成28年5月10日に締結しました。お持ちの空き家を今後どうしたらよいかお困りの方はぜひ一度ご利用ください。

■主な業務

(1) 相談員の現地派遣

市に提供された相談内容をもとに相談員を現地派遣し、簡易的な目視調査及び聞き取り調査を行い、以下の情報提供を行います。

(ア) 空き家又は空き地の状態から活用方法等の提案

(イ) 賃貸・売買・適正管理等の取引動向

(ウ) リフォーム・増改築・解体等の取引動向

(エ) 専門業種の紹介

(オ) その他相談内容に関する事項

(2) 相談料金は無料です。

(詳細な調査等を希望する場合には、別途契約等が必要です)

(3) 相談員について松戸市と協定を結んだ(一社)千葉県宅地建物取引業協会松戸支部の役員が相談員として現地に伺います。なお、相談には営業行為を禁止しています。

■申込方法「空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」にご記入の上、松戸市住宅政策課空家活用推進室(8階)へ直接持参
郵送 〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5 住宅政策課 空家活用推進室宛
FAX 047-366-2073
いずれかの方法で申込んでください。

※なるべく多くの資料を用意されることでより具体的な相談に応じられます。下記書類があるかご確認ください。

○住宅の設計図・登記事項証明書・建築確認済証、検査済証・工事契約書(新築時、改修時記録)など

お問い合わせ 住宅政策課 空家活用推進室 TEL 047-366-7366